

尾張旭市監査公表第8号

令和6年12月25日付け尾張旭市監査公表第30号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年1月9日付け6下第680号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年1月29日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

上下水道部下水道課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>同課では、污水管渠布設工事（北山工区）の施工に伴い、他の事業体の施設に影響を及ぼすと考えられるため、物件移転等の補償契約の締結を目的として、令和5年10月30日付けで同者宛て依頼の上、同日から令和6年5月17日までの間、施設の防護工事方法等について協議して以降、同者からの回答を待ち続けていた。そのような中、令和6年10月中旬になって初めて、補償契約を締結しないまま、同者により対象施設の移設工事の大部分が進行済みであることを把握するに至った。すなわち、市が費用を補償することになる工事が、契約締結前に概成してしまっていた。</p> <p>契約が確定しないまま対象施設の移設工事が施工されるのを看過することにならないよう、事務を適切に進められたい。</p>	<p>再発防止として、協議・回答・契約・完了等の進捗状況を入力するリストを課内で確認できるよう共有ファイルとして作成し、必要な手続の忘れを防止するよう随時確認を行っていく。</p>
<p>本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年公共下水道取付管設置位置調査業務委託及び尾張旭市公共下水道に係る全体計画の作成委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随</p>	<p>指摘後、提出忘れであったため総務課へ送付し、現在公表されている。</p> <p>再発防止として、担当の提出忘れを防ぐため、例年公表が必要であろうと思われる契約については、リストを作成し、ホームページ上に公表されているか、契約後1か月以内に確認を行っていく。</p>

意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。